議 案 第１４号

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に準じ、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改めるため、改正を行うものである。

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

（浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第１条　浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第３条中「又は第12項第２号」を「若しくは第12項第２号」に、「場合」を「場合又は同条第10項第３号の規定により保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第７条第１項各号列記以外の部分中「事項」の次に「（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業Ｂ型」及び「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第２項第３号中「法第６条の３第10項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を、「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）又は千葉県の区域に係る地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第３項中「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加え、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改

め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第２項第３号中「に基づき」を「により」に改め、同条第３項中「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加え、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）又は千葉県の区域に係る地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第３項中「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域

限定保育士」を加え、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第４項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第７項本文中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加え、同項ただし書中「配置される保育士」及び「当該保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

附則第８項中「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

附則第９項中「必要となる保育士」、「置かなければならない保育士」及び「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

附則第10項中「法第18条の18第１項の登録を受けた者をいい、第30条第３項若しくは第45条第３項」を「第30条第３項若しくは第４項若しくは第45条第３項若しくは第４項」に、「を、保育士の数（」を「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士を、」に、「とした」を「ものとした」に、「ものをいう。）」を「保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士の数」に改める。

（浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則第２項前段中「当分」を「令和10年３月31日まで」に改め、「浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」を削り、「規定」を「規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改め、同項後段中「浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」を削り、「規定」を「規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改める。

附則に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第２条及び次項の規定は公布の日から、第１条中浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第14条の改正規定は令和８年12月25日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。